

とよなか

(部内資料)

教え子を再び戦場に送るな！ 2019年11月7日発行NO. 606

〒561-0854

豊中市稲津町1-7-1

TEL (06) 6865-3190 FAX (06) 6865-3191

Eメール zenkyo-toyonaka@tcct.zaq.ne.jp

Webページ

検索：【全教豊中】

魅力いっぱい心あ

たたまる助け合い

全教総合共済

月600円



給料月額5,000円~3,300円引上げ、地域手当0.8%引上げ(11%→11.8%)

6年連続で一時金(ボーナス)引上げ(年間4.45月→4.5月)



【報告および勧告のポイント】

●月例給引上げ

初任給は高校卒程度5,000円、大学卒程度4,500円の引上げ
20歳代半ば~30歳台後半は4,400円~3,400円の引上げ
40歳台以降は一律3,300円の引上げ(平均改定率1.12%)

●地域手当引上げ

支給割合を0.8ポイント引上げ(11%→11.8%)

●特別給(ボーナス)引上げ

特別給を0.05月分引上げ(年間4.45月分→4.50月分)
民間の状況等を踏まえ勤勉手当に配分

●住居手当の改正

住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ
(12,000円→16,000円)
手当額の上限を引上げ(27,000円→28,000円)

●教育職給料表の改定

臨時的任用職員に適用する小学校・中学校教育職給料表1級の最高号給を引上げ(125→157号給)

●改定時期

平成31年4月1日にさかのぼって改定
住居手当・教育職給料表は令和2年4月1日より改定

実施の鍵はみんなで声をあげることで力を合わせよう！

大幅引き上げを勧告 府人事委員会

10月16日、大阪府人事委員会は知事と議会に対して「勧告」をおこないました。その内容は平成31年4月に遡って、勧告を実施するよう求めたものです。しかし、吉村知事は「財政が厳しい、府民の理解が得られるか？」と答えています。

給与抑制の府当局の姿勢
この間、府当局は「財政難」などを口実にして勧告の実施を見送るといふことを何度も繰り返し、私たちの給料は不当にも値切られ、抑制されてきました。これは全国的に

も例のないルール違反です

今回も勧告を受け取った吉村知事は「給与引き上げで新たに一〇〇億円を超す財源が必要になる。府の厳しい財政状況の中で、府民の理解を得られるのかしつかり判断していきたい」と述べています。

闘って要求実現へ 大幅賃上げの実現へ

何としても今回の勧告を実施さえ、給料・一時金の大幅引き上げをはじめ、労働条件の改善を勝ち取りましょう。

そのために、職員、教職員みんなが声をあげる必要があります。皆さんに よびかけます。

☆あなたの声を「全教豊中」へ。メールで。

☆職場決議

☆組合に加入していっしょに運動しましょう。

参照【裏面】「勧告」が実施させるとどのようなようになるのか試算(概算)



ウクライナ編その5

今回のチェルノブイリツアーの目的地の一つ、プリピャチは政府が原発関係者のために極秘に造った計画都市だ。住居だけでなくデパートや映画館、病院などもあり、若い人々が次々に移住した「未来都市」だった。しかし忌わしい事故のために創建後わずか15年ほどで住民は強制退去を余儀なくされ、今や完全なる廃墟である。事故数日後に開園を控えていた遊園地の乗



プリピャチは完全なる廃墟だった

このツアーでは私は一応日本代表なので、何か言うべきだったのかもしいかな。しかし全く彼の言う通りなので、私は何も言葉を発することができなかつた。何と言つてもいいのかわからない。恐ろしい被爆国の放射能の

り物は、ついで稼働することなく打ち棄てられた。ここには今までとは比較にならない程高線量のホットスポットが点在している。ガイドは建物や線量などを進んでいって説明しながら進んでいった。ツアーの終盤、彼は強烈な線量のスポットを前に「：」だけども、福島の前線量はこんなもんじゃありません。10分いたら即死レベルの場所がたくさんある。でも日本政府は情報をオープンにしていなくて、これと打って手立っていない。と真剣な眼差しで語った。正直胸が痛んだ。各国からのツアー参加者もうなずきなながら聞いて

知っている国が、チェルノブイリの比ではない量の放射線を今なお世界中にまき散らしている。その矛盾に対する申し訳なきでいたたまれなかつた。こうして、たった一日ではあつたが、いろいろと考えると、いろいろとツアーを終えたのだった。(つづく)

講師(臨時教職員) 待遇・賃金改善が実現

空白の1日解消!

定数内講師の後期の任用は10月1日～3月31日となりました。長年、府労組連(府の職員組合・大教組)が要求していた「空白の1日」の解消。これが実現したことにもなうものです。具体的には2020年4月より下記の表のことが改善されます。

※3月末に支払われていた退職金はどうなる?
A4月から一年間定数内講師をする場合、3月31日一度辞令はきれますが、4月から継続雇用される場合3月末には出ません。

	現行	2020年4月～
夏の一時金(ボーナス) ※前年度も増額付き講師をした場合	支給率の約8割 3月31日が空白のため6ヶ月間の雇用にならず切り下げ	6月のボーナスが満額支給(期末・勤勉手当ともに) 大卒2年目で約7万円UP 上限に達している場合、約11万円UP
年休 (20日×任用日数/365)	19日 4/1～3/30の任用で勤務日が364日のため	20日 4/1～3/31の任用で勤務日が365日 年休が1日増える!
共済組合 ※加入要件1年以上	加入不可	加入できる 病気、災害、出産育児などで支えになる教職員のための共済
「3月31日」	勤務日でない 交通費・給与なし 事故が起こっても補償無し	勤務日となる 安心して、勤務できる 新年度の準備や引き継ぎなどもできる



一度も客を乗せたことのない観覧車

職	年齢	勧告実施前(a)		勧告実施後(b)		増減額(b-a)		
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	
小中学校	首席・指導教諭	45歳	469,198	7,895,768	476,371	8,042,806	7,173	147,038
	教諭	45歳	456,300	7,578,690	463,381	7,720,752	7,081	142,062
	教諭	35歳	388,160	6,448,700	395,457	6,590,860	7,297	142,160
	教諭	大卒初任給	238,213	3,907,032	245,724	4,042,744	7,511	135,712